構造計算適合性判定の要否チェックリスト

Ａ　適用種別

Ｂ　構造別

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 種別 | 該当する建築物 | 該当の  有無 | ※審査  チェック |
| １ | 国土交通  大臣認定 | 高さが60ｍを超えるもの  　（構造計算適合性判定不要） | □有 | □ |
| ２ | 再計算 | 以下の全てに該当するもの  □大臣認定プログラムを使用したもの  ・プログラム名  ・認定番号  □磁気ディスク等による計算出力について電子データの提出があるもの | □有 | □ |
| ３ | 上記以外  のもの | 「Ｂ　構造別」へ進む | □有 | □ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 構造の  種別 | 該当する建築物 | 構造計算  適合判定 | ※審査  チェック |
| １ | 木造 | 以下のいずれかに該当するもの  □高さが１３ｍ又は軒の高さが９ｍを超えるもの  　□階数が３以上又は延べ面積５００㎡を超えるもの（ルート1を除く） | □要 | □ |
| ２ | 鉄骨造 | 以下のいずれかに該当するもの  　□地階を除く階数が４以上であるもの  　□高さが１３ｍ又は軒の高さが９ｍを超えるもの  　□架構を構成する柱の相互の間隔が６ｍ（地階を除く階数が２以下の建築物で、各階の偏心率が15/100以下であること等の条件に適合することが確かめられたものにあっては１２ｍ）を超えるもの  　□延べ面積が５００㎡（平屋建ての建築物で上記の条件に適合することが確かめられたものにあっては、３０００㎡）を超えるもの  　□地震力の標準せん断力係数を0.3として許容応力度計算を行い安全であることが確かめられたもの**以外**のもの  　□水平力を負担する筋かいの軸部が降伏する場合において当該筋かいの端部及び接合部が破断しないことが確かめられたもの**以外**のもの | □要 | □ |
| ３ | 鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造を併用するもの | 以下のいずれかに該当するもの  　□高さが２０ｍを超えるもの  　□地上部分の各階の耐力壁等の水平断面積が一定量未満のもの  　□地震力によって構造耐力上主要な部分に生ずるせん断力として一定の設計用せん断力を用いて許容応力度計算を行い安全であることが確かめられたもの**以外**のもの | □要 | □ |
| ４ | 組積造又は補強コンクリートブロック造 | □地階を除く階数が４以上であるもの | □要 | □ |
|  | 構造の  種別 | 該当する建築物 | 構造計算  適合判定 | ※審査  チェック |
| ５ | 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち２以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち１以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用するもの | 以下のいずれかに該当するもの  　□地階を除く階数が４以上であるもの  　□高さが１３ｍ又は軒の高さが９ｍを超えるもの  □延べ面積が５００㎡を超えるもの  □鉄骨造の部分を有する階が以下のいずれかに該当するもの  　□①架構を構成する柱の相互の間隔が６ｍを超えるもの  　□②地震力の標準せん断力係数を0.3として許容応力度計算を行い安全であることが確かめられたもの**以外**のもの  　□③水平力を負担する筋かいの軸部が降伏する場合において当該筋かいの端部及び接合部が破断しないことが確かめられたもの**以外**のもの  □鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の部分を有する階の耐力壁等の水平断面積が一定量未満のもの  □木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物で以下のいずれかに該当するもの  　□①地階を除く階数が２又は３で、かつ１階部分を鉄筋コンクリート造とし、２階以上の部分を木造としたもの**以外**のもの  　□②地上部分について地震力によって生ずる層間変形角が1/200を超えるもの  　□③地上部分について２階以上の各階の各階の剛性率が6/10未満であるもの又は各階の偏心率が15/100を超えるもの  　□④１階及び２階以上の部分について、一定の構造計算を行ったもの**以外**のもの | □要 | □ |
| ６ | 床版又は屋根版にデッキプレート板を用いたもの | □デッキプレート板を用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。）が構造計算適合性判定の判定対象建築物に該当するもの | □要 | □ |
| ７ | 床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いたもの | □軽量気泡コンクリートパネルを用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。）が構造計算適合性判定の判定対象建築物に該当するもの | □要 | □ |
| ８ | 屋根版にシステムトラスを用いたもの | □屋根版以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。）が構造計算適合性判定の判定対象建築物に該当するもの | □要 | □ |
| ９ | 骨組膜構造 | □以下のいずれかに該当するもの  　□骨組等で囲まれる膜面の部分の面積が３００㎡をこえるもの  　□支点間距離が４ｍを超えるもの  　□屋根の形式が切妻屋根面等でないもの  　□骨組の構造が構造計算適合性判定の判定対象建築物に該当するもの | □要 | □ |
| 10 | 非木造  （上記以外の場合） | □上記１～10以外で高さが１３ｍ又は軒の高さが９ｍを超えるもののうち、階数が２以上又は延べ面積が２００㎡を超えるもの  　（大臣認定プログラムを使用した場合で、ルート１相当のものを除く。） | □要 | □ |
| 11 | その他 | □上記のいずれにも該当しないもの | □不要 | □ |

（注意）　１．　※欄には記載しないでください。

　　　　　２．該当する項目にチェックを入れてください。